知っていますか？

**特別障害者手当**



**精神や身体に著しく重度の障害があり、日常生活において**

**常時特別な介護を必要とする方に対して、手当を支給します**

**支給要件**

　在宅の２０歳以上の方で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方（障害の程度は**裏面**をご参考ください。）

※　障害年金との併給も可能です。ただし、３か月超の入院の場合、障害者支援施設（生活介護を受けている場合のみ）や特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合は対象外となります。施設については、有料老人ホームやグループホーム等支給の対象となる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

**支給額**



　月額２８，８４０円（令和６年度）　※毎年４月改正

**所得制限**

　前年の所得が一定の額を超えるときは、**手当は支給されません**。

　　（参考）令和５年４月１日時点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 受給資格者本人の  所得額(※1) | 受給資格者の配偶者及び  扶養義務者の所得額(※1) |
| 0人 | 3,604,000 | 6,287,000 |
| 1人 | 3,984,000 | 6,536,000 |
| 2人 | 4,364,000 | 6,749,000 |
| 3人 | 4,744,000 | 6,962,000 |

※1　所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得額等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

****

**申請には、特別障害者手当用認定診断書の提出が必要です**

　ただし、以下に該当する方は、特別障害者手当用認定診断書の提出を省略できる場合があります。

　①　療育手帳の障害の程度が**の１**である方

　②　**身体障害者手帳２級以上または障害基礎年金１級**に該当される方

　　（身体障害者手帳または障害基礎年金申請時に提出した診断書により、特別障害者手当の認定基準を満たすことがわかる場合のみ）

**問い合わせ先**詳細については、お問い合わせください。

**流山市役所　障害者支援課** 電話 04-7150-6081 ファクス04-7158-2727

b

市ホームページ



**認定基準を満たす障害の程度**

以下のいずれかに該当する方は、特別障害者手当を受給できる可能性があります。

|  |  |
| --- | --- |
| **■　重度の障害が重複している方**  　・ 表１の各号のうち、２つ以上該当する方  　・ 表１の各号のうち１つ以上該当しており、かつ、表２の各号のうち２つ以上該当する方 | |
| **■　肢体不自由である方**  　　表１の第３号～第５号のうちいずれか１つ以上該当し、表３の日常生活動作評価表において合計１０点以上となる方  ※　半身麻痺の場合は、障害の内容によって点数の計算方法が異なりますので、障害者支援課へご相談ください。 | **■　精神に障害のある方**  　　統合失調症や症状性を含む器質性精神障害、知的障害等の精神の障害があり、表４の日常生活能力判定表において合計１４点以上となる方 |

****

**表１**

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの  又は　視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの  又は　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの  又は　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの |
| 2 | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| 3 | 両上肢の機能に著しい障害が有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの |
| 4 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの |
| 5 | 体幹の機能に座っていることができない又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの |
| 6 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 7 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

**表２**

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの  又は　視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの  又は　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの  又は　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの |
| 2 | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの |
| 3 | 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの |
| 4 | そしゃく機能を失ったもの |
| 5 | 音声又は言語機能を失ったもの |
| 6 | 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの |
| 7 | 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの |
| 8 | 1下肢の機能を全廃したもの又は１下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの |
| 9 | 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの |
| 10 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 11 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

**表３**

|  |  |
| --- | --- |
| 日常生活動作評価表 | |
| 動作 | 評価 |
| タオルを絞る  （水をきれる程度） | ひとりでできる…0点  ひとりでできても  うまくできない…1点  ひとりでは  全くできない…2点 |
| 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する） |
| 立ち上がる |
| 片足で立つ |
| 階段の昇降 |
| とじひもを結ぶ | 5秒以内にできる…0点  10秒以内にできる…1点  10秒ではできない…2点 |
| かぶりシャツを着て脱ぐ | 30秒以内にできる…0点  1分以内にできる…1点  1分ではできない…2点 |
| ワイシャツのボタンをとめる |

**表４**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日常生活能力判定表 | | | |
| 動作及び行動の種類 | 0点 | 1点 | 2点 |
| 食事 | ひとりでできる | 介助があればできる | できない |
| 用便（月経）の始末 |
| 衣服の着脱 |
| 簡単な買物 |
| 家族との会話 | 通じる | 少しは通じる | 通じない |
| 家族以外の者との会話 |
| 刃物・火の危険 | わかる | 少しはわかる | わからない |
| 戸外での危険から身を守る（交通事故） | 守ることができる | 不十分ながら守ることができる | 守ることができない |